

平成 20 年 第 2 回定例道議会報告

北海道議会議員 北 口 雄 幸

- 【所属会派】** 民主党・道民連合
- 【会派役員】** 副幹事長、1 期生会長、政策審議会メンバー
- 【所属委員会】** 議会広報委員会副委員長、総合企画委員会、少子・高齢社会対策特別委員会
- 【党活動】** 民主党北海道第 6 区総支部副代表、民主党北海道第 6 区総支部土別ブロック支部代表
- 【日 程】** 平成 20 年 6 月 10 日（火）～6 月 28 日（日）19 日間（当初は 27 日まで）
- 【一般質問】** 会派を代表しての代表格質問には政策審議会副会長の福原賢孝議員（檜山支庁）が登壇し、支庁制度改革・地域行政に臨む知事の基本姿勢、支庁設置条例改正案、道の財政運営・行政改革、当面する道政課題、教育課題などについて質疑を行った。

一般質問に我が会派からは、小林郁子議員（札幌市中央区）、中山智康議員（伊達市）、広田まゆみ議員（札幌市白石区）、須田靖子議員（札幌市手稲区）、斉藤博議員（函館市）、平出陽子議員（函館市）の 6 議員が質問に立ち、当面する道政課題、地域課題について、道の取り組みを質した。

- 【主な審議経過】** 今定例会の大きな論点は、議論は、知事が、強い反発や懸念の声を押し切って提案した、支庁制度見直しの取り扱い。本会議質問から、27 日の道州制特別委員会での知事総括質疑まで、全会派を通じて、条例案への疑問、地域との対立への懸念、反発の背景になっている道の地域切り捨て姿勢への不安などへの質問が相次いだ。答弁は、説得力に欠けるもので終始した。

サミットを控えて、前倒しされ、しかも会期が 18 日間と極めて短い第 2 回定例会をめがけて、提案を強行したこと自体が、十分な議論を避けようとしたと批判されてもやむを得ない対応である。

見直し案の庁内での議論は不十分、従って地域や道民との説明や協議も不十分であり、論議の大前提であるはずの、新たな機構の組織、業務、人員規模等も、まったく具体性を欠いたままでの提案、論議となった。

14 支庁地域に、区別、格差を持ち込み、地域の衰退を招く可能性の強い見直し案を提示しながら、見直しを認めてくれれば、その後、地域支援策や地域との協議体制を検討するという趣旨の答弁が繰り返された。

会派は、質疑を重ねた上で、知事には、立ち止まっての再考を求め、他会派には、継続しての審議を提案したが、知事及び自民・公明会派は、採決を強行、可決した。

【補正予算】

	一般会計	特別会計	合 計
当 初 予 算	2,908,964,181	815,437,009	3,724,401,190
今 回 補 正 額	123,347	0	123,347
合 計	2,909,087,528	815,437,009	3,724,524,537

補正予算の主な内容

単位：千円

120,000 千円…… 離島体験滞在交流促進事業費補助金

3,347 千円…… 学校給食普及指導費（子どもの健康を育む総合食育推進事業）

- 【予算特別委員会】** 私は、6 月 18 日に設置された予算特別委員会の第 2 分科会に所属し、建設部所管事項、水産林務部所管事項、農政部所管事項について、質疑を行った。なお、具体的

質問や答弁の詳細については、別紙のとおりである。

『建設部所管事項』

住宅行政に関し、公営住宅法施工令改正の目的、入居収入基準引き上げによる応募倍率の見込み、改正に伴う道営住宅における収入超過者・高額所得者になると見込まれる世帯数とその対応、地域優良賃貸住宅等の建設、政令改正に伴う家賃の影響と利便性係数の見直し、道営住宅における子育て住宅の整備状況、住宅困窮度が高い方の優先入居の実績、計画的な道営住宅の整備、などについて質問した。

『水産林務部所管事項』

森林政策に関し、木質バイオマスの利活用状況、木質バイオマスからバイオエタノールを生産する取り組み状況、国有林の果たしている役割とその連携、創設が予定されている森林環境税にかかる事業への地域事業体の参加体制、子どもたちが参加する森づくりと民有林の活用、などについて質問した。

『農政部所管事項』

耕作放棄地解消に向けた取り組みに関し、北海道における耕作放棄地の現状と実態調査のスケジュール、実態調査の実施方法と道の支援体制、解消計画の推進に向けた具体的方策に対する考え方などについて、また、飼料高騰対策に関し、全国及び全道の酪農家戸数の減少状況、離農が増えた要因と道の認識、政府の追加支援に対する道の評価、追加対策における本道の酪農家向け事業の内容、今後の酪農畜産振興の方向性などについて、質問を行った。

【可決された主な条例等】

北海道総合振興局設置条例 自民党・公明党の賛成多数で可決。民主党は退席し採決に抗議
 北海道税条例の一部を改正する条例 全会一致で可決
 特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例
 全会一致で可決
 北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例 全会一致で可決
 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例
 全会一致で可決

【継続審査となった条例】

北海道地球温暖化防止対策条例案（民主党・道民連合会派が議員提案）

【採択された決議】

アイヌ民族を先住民族と位置づけるための措置に関する決議

【採択された意見書】

地方財源の充実・強化を求める意見書
 勤労貧困層の解消に向けた社会的セーフティネットの再構築に関する意見書
 食料供給力の強化に関する意見書
 消費者行政一元化と地方の相談体制強化を求める意見書
 「臓器の移植に関する法律」の早期見直しを求める意見書
 義務教育の機会均等の確保と教育予算の充実を求める意見書
 へき地等学校等の級別指定基準の改善に関する意見書
 第二期地方分権改革における農業・農村整備事業の国と地方の役割の見直しに関する意見書

農業生産資材等（燃油・肥料等）の価格高騰対策に関する意見書
 燃油高騰による漁業の非常事態に対する緊急対策を求める意見書
 国による公的森林整備の推進と国有林や事業の健全化を求める意見書
 携帯電話リサイクルの推進を求める意見書
 日本映画への字幕付与を求める意見書
 道路整備に必要な財源の確保に関する意見書

* なお、我が会派からは、「後期高齢者医療制度の廃止、抜本的な見直しを求める意見書」、「道路特定財源の一般財源化を求める意見書」を提案したが、自民・公明の反対で否決された。

【当面する課題と会派の対応】

（１）支庁制度見直しについて

第 2 回定例会の焦点となったのは、支庁制度見直し。サミット開催に備え、日程を大幅に前倒しした定例会に、知事は、「北海道支庁設置条例」を全面改正し、現行の 14 支庁を、9 総合振興局（支庁）と 5 振興局（支庁出張所）に再編する、「北海道総合振興局設置条例案」を提案した。

しかし、数々の問題点が未解決なままでの提案であった。

第 1 の問題点は、道が地域行政から撤退、地域を切り捨てる姿勢が、むき出しであること。知事は、「地域は重要」、「頑張る地域を支援する」、「地域の意見を伺う」と言うが、具体性はまったく伴っていない。

国からは、公立病院の再編統合、消防の広域化、小中学校の統廃合基準の持ち込みなど、住民生活の基盤が根底から揺らぐ方針が次々に示されているが、いずれも、人口のみを基準にした効率化を目的としたものだ。道も、国から言われるままに、こうした方針を地域に求めるばかりの対応をしている。

支庁をはじめとする道の出先機関の見直しも、道の財政状況を理由にした、いわば一方的な都合の押し付けだ。人口が減ったからとして、道立高校や道立病院・診療所を含む道の出先機関の撤退が続いている。衰退が厳しい地域に、より厳しい合理化を押し付ける振興局（支庁出張所）の発想は、地域切り捨ての象徴的な対応と言うべきで、残念ながら地域の特性を踏まえた地域振興策の策定、それを積み上げた北海道全体の振興の観点が、まったく欠落している。

第 2 の問題点は、道州制など地方分権型社会実現に向けた取り組みになっていないこと。支庁制度見直しの論議経過を振り返れば、堀道政時代の、地域分権社会構築の中に位置づけられた、地域に真に役に立つ、地域行政の事務局的な役割として支庁を再編強化する方向が、高橋道政になって、一方的に、行財政改革を理由とした縮減・廃止方針に変更された経緯がある。

地方分権型社会実現のためには、権限も財源も、住民に最も身近な基礎自治体（市町村）に移譲されていくべきだが、道州制や基礎自治体（市町村）強化が実現するまでの間は、道が地域行政に責任を持って参画していくことは当然だ。極めて厳しい市町村の財政状況や、道から市町村への事務・権限移譲も進んでいない現状で、道が地域で果たすべき役割は、依然として大きい。地域ビジョンの具体的な提示をしないままで、地方分権が国や道の財政再建の手段に押し込められるべきではない。

第 3 の問題点は、政策形成についての責任が不明確になっていること。検討、議論の過程で、道庁の一部局においての判断で見直しの理念や内容が次々に変わり、このことが、市町村や住民に極めて深刻な不信感を招いている。しかも、議会論議の最終段階である予算特別委員会総括質疑で、「新たな自治のかたちづくり条例」や「地域振興条例」の制定、毎年数億円規模の地域振興基金創設など、唐突で場当たりの地域振興策が飛び出した。庁内における検討が、いかに不十分であったかを示すものだし、地域や住民への対応の真摯さを欠く対応であると指摘せざるを得ない。

第 4 の、そして、現段階での最大の問題点は、地域、住民の合意を得る取り組みをしていないこと、地域の声を無視していること。北海道町村会など道内地方 4 団体が、条例提案は、地域との協議抜きで行われ、拙速で地域切り捨てとの強い反発姿勢を示し、議会決議、大規模集会や各種要請、議会傍聴などの地域からの抗議行動が続く中での異例の論議となった。今後の道政運営、地域行政に深刻な亀裂を残すことが懸念される。

会派は、こうした問題点の解決が支庁制度論議の前提であるとの観点で、5 月 13 日に知事に提言を提出した上で、地域無視での拙速なやり方を反省し、支庁制度見直しへの地域や庁内での議論を、さらに継続すべきであるとの立場での議論を展開した。

こうした議論の結果、条例案が付託された道州制・地方分権改革等推進特別委員会では、継続審査を求める動議を提出したが、自民、公明会派の反対で否決された。こうした、地域住民の意思をまったく無視しながら、地域における道行政の拠点である支庁の見直しが強行されることに、退席で抗議の意思を表明した。また、本会議での条例案採決の際も、会派議員が退席して、強い抗議の姿勢を示した。

道は、来年 4 月からの条例施行を目指しているが、支庁出張所という新たな組織を置こうとすることで、施行のためには公選法改正が前提であるなど、今後も論議が続く。道民、地域とともに北海道の将来を見据えた地方分権、地域行政のあり方を議論していく。

支庁制度改革に関する会派から知事への提言の要旨

2008年5月13日

1 支庁制度改革への視点について

支庁制度改革の目的は、国 - 道州（都道府県） - 基礎自治体（市町村）の改革が一体で行われるという、地方分権社会（地域主権型社会）実現へのステップとして位置付けられなければならない。しかし、現行の道の取り組みは、支庁制度ばかりが突出、先行するものであり、道の都合を地域に一方的に押し付けると言うべきものになっている。

（1）地方分権（地域主権）の姿、道州制のあり方の明示について

地方分権（地域主権）の姿、道州制のあり方についての、道の考え方は、極めて抽象的であり具体性に欠け、道民不在のものとなっている。

道民合意を形成する前提として、タイムスケジュールも含めた、道州、基礎自治体の具体的な将来像を示し、これに即しての、道庁（本庁 - 支庁）のあり方を、その実現への行程を含め提示すべきである。

（2）道と市町村の役割分担の明確化について

道から市町村への事務・権限委譲は、進んでいない。市町村側からは、地方分権（地域主権）の将来像が不明確であること、財政制約下の人員減で受入体制が整わない - などが示されているにもかかわらず、道は市町村と共に悩み、改善する姿勢に欠け、地域から撤退、地域を切り捨てるようにしか動いていない。

市町村を取り巻く環境は、夕張市を頂点とする財政の悪化、加えて、地域医療の確保、教育基盤の確保、地域産業の活性化等の山積する問題に直面している。道庁が地域行政で果たす役割分担を、主体的に示し、実行していくべきである。

2 支庁制度見直しの課題について

35 市で構成する道市長会、道市議会議長会、145 町村で構成する道町村会、道町村議会議長会の 4 団体が、道の支庁制度改革を拙速に行わないようにとの趣旨の要望書を提出した。いわゆる地方 6 団体のうち、道、道議会を除く 4 団体が、道の方針に危惧を示すという事態は異例だ。

道州制・地方分権改革等推進調査特別委員会での 2 度の集中審議をはじめとする道議会で、われわれだけでなく、全会派からの質疑に対し、答弁は不十分なままで推移している。道行政と市町村行政の間に亀裂を残すことがあってはならない。

(1) 地域との連携について

道州制も含め地方分権（地域主権）の目的は、行政を住民の身近なものとする、つまり地方重視、地域重視ということだ。道の現在の改革の方向性は、これに相反している。地域が苦しんでいるからこそ、広域的行政の軸としての支庁の存在は重要なのだ。これは、道が大幅に縮小しようとしている、いわゆる振興局地域にこそ支庁機能が重要であることを意味するものである。

道が地域で果たす役割の視点を欠いては、地域との信頼関係を喪失することとなることが強く危惧される。市町村の意思の尊重、市町村・住民との合意が重要である。

このために、支庁制度改革について、地方分権の視点に立って、地域との合意形成が図れる協議の場を、構築すべきである。

(2) 道庁の機構改革について

行財政改革の視点を持ち込みながら、本庁、支庁を一体化した検討が行われていない。現在の改革の方向は、本庁を温存し出先機関の廃止統合を先行するものとなっている。

本庁で所管しているが、支庁に業務移管した方が現場に密着し、効果があがる業務・組織機構の大胆な見直し、基礎自治体強化の視点での人材交流等を検討、実施すべきである。

(3) 検討作業のあり方について

現在の検討作業は、全庁的な取り組みになっていない。支庁縮小ありきで、実際に実施された場合に、個別業務がどうなっていくのかが見えない検討手法は、あまりに乱暴である。各部局の担当業務に即して、地域行政にどう取り組むかの明示が必要だ。

知事を本部長とする支庁制度改革本部といった、全庁横断的な機構を置き、地域重視の立場での業務見直し等の検討を積み上げるべきである。

(2) 「北海道地球温暖化防止対策条例」について

会派は、昨年 6 月に設置した地球温暖化対策プロジェクト（星野高志会長）で、策定作業に当たってきた「北海道地球温暖化防止対策条例案」を 6 月 18 日に提案した。

北海道洞爺湖サミットで大きなテーマになる地球環境保全、とりわけ地球温暖化防止の問題に対して、開催地・北海道からの発信をしようとの趣旨。道民を対象としたアンケート、先進県視察、関係企業・団体との意見交換、さらには骨子案に対するパブリックコメントの実施結果などを参考にしながら検討を重ねて策定した。

条例案は、道（地球温暖化対策の策定と実施、対策の率先実行）、事業者（事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制）、道民（日常生活に伴う温室効果ガスの排出抑制）、観光旅行者（滞在中の活動に伴う温室効果ガスの排出抑制）の四つの主体の取り組みや、温暖化防止への道民や事業者の積極的な取り組みが社会的に評価される仕組みづくり等で組み立てられている。

19 日には、環境生活常任委員会で集中審議が行われ、各会派からの質問や提案を受けたが、今定例会での取り扱いは、継続審議となり、9 月の第 3 回定例会での成立を目指すことになった。

【広報等】

* 道政報告「ゆうこう便り」の発行 2008 年 4 月（春号）11 号、2008 年 7 月（夏号）12 号発行

* ホームページの開設 2007 年 7 月開設、ブログは毎日更新中 <http://y-kitaguchi.net/>